

重要なお知らせ

次の症状がある方は

保健所内の「帰国者・接触者相談センター」に まずはご相談ください

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- ① 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- ② 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ③ 以下のような方は重症化しやすいため、上記症状が2日程度
続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談ください

・高齢者、妊婦の方

・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患が
ある方や透析を受けている方

・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- ④ なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- ① 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- ② 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

厚生労働省HPから

「帰国者・接触者相談センター」

県北保健所 TEL：024-534-4108

福島市保健所TEL：024-535-8662

**発熱や呼吸器症状の有無に関わらず、
心配な方、気になる方は、下記の相談窓口へ
ご相談ください**

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

福島県相談専用ダイヤル：024-521-7871

福島市保健所相談専用電話：024-535-8661